

この「保証の内容と制限 (SOLW)」(以下「本書」といいます。) は、第 1 章 - 機械の保証、第 2 章 - 各国固有の条件、および第 3 章 - 保証情報で構成されています。第 2 章には、規定された国々の第 1 章に記載の条項を変更または置き換える条項が記載されています。第 3 章 - 保証情報は機械に付属しているものであり、第 3 章に規定されている機械の保証期間、保証サービスの種類、およびサービス・レベルなど、製品固有の情報が含まれています。「お客様」とは、自ら使用する目的で機械を取得した法人を意味します。「IBM」とは、お客様またはお客様担当の IBM ビジネス・パートナーに機械を提供した IBM 法人 (例えば、米国の International Business Machines Corporation、IBM World Trade Corporation、またはお客様の国の IBM 法人など) を意味します。次の IBM の Web サイトで、本書 (SOLW) が複数の言語で入手できます。

http://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/ バッテリーの廃棄などの環境上の懸念に関する情報は、以下のサイトで入手できます。 <https://www.ibm.com/ibm/recycle/ww/>

第 1 章 – 機械の保証

「機械」とは、その機構、アップグレード、およびアクセサリーを含む、IBM ブランドの装置であり、その機械にあらかじめ導入されていたか、後で導入されたかにかかわらず、いかなるソフトウェア・プログラムも含まれません。特定の機械には、以下のサイトで識別されている機械コードが組み込まれています。

http://www.ibm.com/servers/support/machine_warranties/support_by_product.html 機械コードは、機械のプロセッサ、ストレージ、またはその他の機能の稼働を許可する、コンピューター命令、フィックス、交換用機械、および関連素材 (機械コードが前提としており、機械コードが提供する、または機械コードが生成する、あるいは機械コードで使用するデータとパスワードなど) です。

IBM は、IBM の所定稼働環境で使用される機械が IBM の正式に公開された仕様に適合することを保証します。保証期間中、IBM は、かかる機械の修理または交換を無償で行います。IBM は、保証サービスを受ける権利があるかどうかを確認するために、お客様に購入証明書 (例えば、受領書または領収書) の提示を求める場合があります。

機械が保証期間中に仕様どおりの稼働状態でなくなり、かつ電話または Web サイトを通じた対応、機械コードもしくはソフトウェアの更新、あるいは CRU の使用で問題を解決できない場合、IBM、IBM の従契約者、または IBM が保証サービスを提供することを認めたビジネス・パートナーは、その判断により、1) 機械を修理して保証どおり稼働させるか、または 2) 少なくとも機能的に同等の機械と交換します。機械の修理もしくは交換が可能でない場合、お客様は、この機械を購入元に返却することにより、支払済み代金の返金を受けることができます。

IBM が別途定める場合を除き、本書は、お客様が IBM 機械を購入された国または地域においてのみ適用されます。

IBM 保証は、再販目的ではなく、お客様自身が使用する目的で取得した機械にのみ適用されます。IBM は、機械の稼働が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、またはすべての欠陥を IBM が修正することを保証するものではありません。本保証は、お客様に提供される保証のすべてを規定したものであり、十分な品質の保証、商品性の保証、法律上の瑕疵担保責任、特定目的適合性の保証、および権原または第三者の権利の不侵害の保証を含む黙示の保証責任または保証条件に代わるものとします。誤用、変更、IBM により引き起こされたものではない損傷があるか、または IBM が提供する手順を遵守できない場合、あるいは第 3 章で別途定められている場合、IBM 保証は適用されません。保証期間中の機械に対し提供される技術的またはその他のサポート (例えば、使用方法、機械のセットアップや導入に関する問い合わせに対する応答など) については、いかなる保証も適用されません。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証責任の制限が禁じられる場合、強行規定の制限を受けるものとします。その場合の保証も、保証期間内に限定され、当該保証期間終了後は、いかなる保証も適用されません。国または地域によっては、法律の強行規定により、保証の適用期間の制限が禁じられている場合、強行規定の制限を受けるものとします。本書 (SOLW) は、消費者保護法規によるお客様の権利を制限するものではありません。

アクセサリー、サブライ品目、消耗品、および構造部品 (例えば、フレームやカバー) は保証の対象ではありません。バッテリーは消耗品であり、IBM が第 3 章で別途定める場合を除き、保証されません。機械または部品の ID ラベルが変更もしくは取り外された機械についての保証は、無効となります。

認証の適用除外

IBM が機械の公開済み IBM 発表レターで別途定める場合を除き、機械は、いかなる手段によっても公共通信ネットワークのインターフェースへの接続について認証されません。かかる接続を行うには、法律による認証が事前に要求される場合があります。

保証の開始日

保証期間は以下のうち、いずれか早い日に自動的に開始します。

(a) カスタマー・セットアップ (CSU) と規定された機械の場合は、(i) IBM の運送業者による IBM の最終のお客様への配送から 2 暦日後、または (ii) 最後に出荷した IBM 施設からの標準輸送期間 (<http://www.ibm.com/support/pages/node/1120299> に記載されます) から 2 暦日後のうち、いずれか早い日。

(b) 「Install by IBM (IBI)」と既定されている機械の場合は、(i) IBM による標準据付完了日の翌暦日、または (ii) IBM からの出荷から 45 日を経過した日のうち、いずれか早い日。

機械の「引渡日」にリンクしている特定の IBM サービスおよび製品オファリングについての請求書が送付され、その期間は、上記の規定どおり機械の保証開始日に開始します。

据付

CSU 機械を据え付けるには、規定の手順に従う必要があります。IBM が据付責任を負う機械について、IBM からお客様または IBM ビジネス・パートナーへの出荷日から 6 か月以内に IBM が据付作業を行える状態にならなかった場合、その後の IBM による据付作業は別個のサービス条件による有料サービスとなります。

IBM が据付責任を負う機械について、お客様自身が機械の据付またはサービスを行う場合、または第三者に機械の据付、サービス、または再配置を委ねる場合、IBM は保証サービスを提供する前に機械を検査する権利を留保します。IBM は、独自の判断により、検査に要する費用を請求することがあります。IBM の独自の判断により、機械が保証サービスを受けられる状態にないとなされた場合、お客様はサービスを受けられる状態に機械を修復するよう IBM に依頼することも、保証サービスの要求を取り下げすることもできます。IBM は、修復が可能かどうかを決定します。修復は、有償サービスとして提供されます。輸送費用や特別処理費用などが指定される場合、追加料金が適用されます。

機構、コンバージョン、またはアップグレードは、部品の取り外しおよび IBM への返却を伴います。機械の初期導入時に取り付けられた IBM 部品または機構に対する保証期間は、機械の保証期間に従うものとし、機械の引渡日から開始するものとします。すでに据付済みの機械に取り付けられた部品や機構を IBM 部品または機構に交換する場合、取り外された部品または機構に対する保証期間の残存期間を引き継ぎます。部品または機構の取り外しを伴わずに機械に追加で取り付けられた部品または機構に対する保証期間は、かかる取り付け部品または機構の所定の保証期間に従うものとします。かかる部品または機構に対する保証期間、保証サービスの種類、およびサービス・レベルは、IBM が別途定める場合を除き、その部品または機構が取り付けられる機械と同じであるものとします。

保証サービスが機械または部品の交換を伴う場合、取り外された旧部品または機械は IBM の所有とし、取り付けられた交換部品または機械はお客様の所有となります。お客様はすべての取り外された部品が IBM 純正部品であり、変更されていないことを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼働し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとします。取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証の条件を引き継ぎます。

保証サービス

IBM 機械が保証期間中に仕様どおりの良好な稼働状態でなくなった場合には、機械と一緒に出荷される、サポートと問題判別手順について記されたサービス関連文書(「問題判別の手引き」等)を参照してください。ご使用の機械のサービス関連文書は、次の IBM Web サイトの「サポートとダウンロード」から入手することもできます。<https://www.ibm.com/support/pages/node/631363>

サービス関連文書を使用しても問題を解決できない場合は、IBM または IBM ビジネス・パートナーに連絡し、保証サービスを受けてください。IBM の連絡先についての情報は第 3 章 - 保証情報に記載されます。

IBM は、電話による対応または IBM の Web サイトを通したやりとりにより、問題を判別し、解決を図ります。特定の機械は、IBM に直接障害報告を行い IBM が遠隔地から問題判別および問題解決を行う、遠隔支援の機能が備わっています。IBM が指定する問題の判別と解決の手順に従ってください。問題判別の後、オンサイト・サービスが必要であると IBM が判断した場合には、技術員が機械設置場所へ伺いサービスを提供します。

IBM は、「サービス」の遂行において、IBM が所有または使用許諾するツール(以下「IBM ツール」といいます。)を使用できます。IBM は、リモートおよびオンサイトの問題判別および問題解決のサポートを IBM のお客様に提供する目的で、新しい「IBM ツール」および機能を継続的に開発して使用します。「IBM ツール」の一部(例: アプリケーション(「アプリ」))は、オンサイトの技術者が、複雑な問題をより迅速に、コスト効率よく修復して、1 回の訪問で解決できるように、機械の画像を取り込み、リモートの IBM の技術専門家に送信するために使用します。IBM が書面で使用許諾した場合を除き、お客様には、「IBM ツール」へアクセスし、「IBM ツール」を維持、複製、または使用する権利はなく、お客様のいずれのライセンスも知的所有権も、「サービス」の遂行に関連して使用される「IBM ツール」の使用によって付与されることも、承認されることもありません。「IBM ツール」には、「IBM ツール」に関連する条件が適用されます。「IBM ツール」は保証の対象ではありません。該当する場合、「サービス」の終了後、お客様は、「IBM ツール」の使用を停止し、お客様の対象機械および施設から「IBM ツール」をアンインストールして削除することに同意します。

保証サービスは、お客様の製品設置場所または IBM の施設で実行することがあります。IBM は、機械の一部もしくはすべて、または機械のソフトウェアを海外の IBM や第三者のサービス・ロケーションへ送ることがあります。IBM は、保証サービスの提供にあたり、グローバル・リソース(その地域で働いている非永住者および世界中の施設にいる担当者)を使用します。

IBM は、お客様が IBM に返却した機械に含まれる、現金や有価証券、IBM がかかる機械と共に提供したのではないプログラムまたはデータの保管や保護についていかなる責任も負いません。お客様は、機械を IBM に返却する前に、理由を問わず IBM に返却する機械から、すべての他社プログラムおよびすべてのデータ(あらゆる個人または法人に関する機密データ、専有データ、および個人データを含む)を完全に消去し、機械の返却を妨げる法的制約がないことを保証するものとします。十分なコンテンツのバックアップは、お客様の責任となります。

更新。 IBM の Web サイトまたは他の電子メディアから入手する、所定の機械コード(IBM 機械と一緒に提供される、マイクロコード、BIOS(基本入出力システム)、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバー、診断プログラム)およびその他のソフトウェアのアップデートについては、IBM が提供する手順に従って、お客様の責任で速やかにダウンロードするかまたは IBM から入手し、導入してください。お客様は機械コードの変更の導入作業を IBM に依頼することができますが、これは有料サービスとなります。

IBM、IBM の従契約者、または IBM ビジネス・パートナーは、機械に対し適切であると判断した技術的変更を実施することがあります。

CRU。 IBM 機械の一部の部品は、カスタマー交換可能ユニット (CRU) と指定されています。キーボード、マウス、スピーカー、メモリー、ハード・ディスク等の CRU を使用して問題を解決できる場合には、IBM はお客様がご自身で導入できるように CRU を出荷します。

お客様の責任

お客様は、以下のことを行うものとします。

- 機械の設置場所の変更を IBM および IBM ビジネス・パートナーに知らせること。
- 機械または部品の交換前に、保証が適用されないすべての機構、部品、オプション、改造物、付加物を取り外すものとし、機械に交換を妨げる法的な制約がないことを保証すること。
- 保証サービスの種類によっては、お客様が故障した機械を IBM が指定する方法で適切に梱包し、IBM 指定の場所へ送ること。IBM は、別段の定めがない限り、修理後の機械または交換機械を、IBM の負担でお客様にお届けします。
- 該当する場合、保証サービスを要求する前に機械の所有者から承諾を得ること。
- IBM 機械の分解および再組み立てを行うことができるよう、安全で適切な作業場 (清潔で明るく、分解および再組み立ての目的に適した場所であること) を提供すること。
- IBM が提供するサービス要求の手順書に従い、かつ、要求を行う前にオペレーターの責任とサプライに関するガイドラインに従うこと。
- IBM、IBM の従契約者、または IBM ビジネス・パートナーが安全性を確保するなどの目的で必要不可欠な技術変更を適用できるようにすること。
- 問題の原因を特定する際に役立てるために IBM がリモートでアクセスするときはいつでも、機械およびその機械に入っているすべてのデータを適切に保護する役割を担っていること。IBM によるリモートでのアクセスを拒否した場合、IBM の問題解決能力が制限される場合があります。

責任の制限

当該機械に関するすべての請求に対する IBM の責任は、請求の原因を問わず、現実には発生した直接の損害に対する、当該機械に対して支払われた金額を限度とする賠償責任に限られます。IBM は、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害、およびその他の拡大損害、データの喪失、または損傷、逸失利益、ビジネス上の収益、信用または節約すべきし費用に対して賠償責任を負いません。以下の金額は、IBM に法的責任がある場合、上記の制限は適用されません。i) 生命・身体に対する賠償責任、ii) 有体物に対する賠償責任、および iii) 適用法により制限が禁じられている損害には適用されません。本責任の制限は、IBM、IBM の子会社、関連会社、従契約者、復処理者およびサプライヤーに対する損害賠償請求にも適用されます。

お客様と IBM は、それぞれ個別の有形固定資産 (所有または賃貸) の損害、破壊、損失、盗難、または政府取得 (「損失」と総称します) に対応するためにリスク管理 (保険を含みます) を図ることに同意するものであり、両当事者は、適用法の下での過失による責任を除き、かかる損失について相互に責任を負わないものとします。

準拠法

法原理の矛盾に関係する場合を除き、本書 (SOLW) の対象分野に関連する両当事者のすべての権利義務を、規律、解釈、実施するために、お客様が機械を購入された国の法律が適用されます。

両当事者のすべての権利および義務について、お客様が機械を購入された国の裁判所を管轄裁判所とします。

データ処理の保護

IBM の「データ処理補足契約書」(<http://ibm.com/dpa> に掲載) および該当する「DPA 別表」は、i) EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR)、または ii) <http://ibm.com/dpa/dpl> に規定されているその他のデータ保護法が適用される場合に、その適用範囲に限り、コンテンツに含まれる個人データに適用されます。

「連絡先個人情報」を除く「個人データ」は、IBM による「保証サービス」の履行には必要ありません。従って、お客様は、「サービス」に関して「連絡先個人情報」を除く「個人データ」を IBM に提供したり、何らかの方法で利用できるようにしないことに同意します。お客様は、IBM にはお客様から提供されたデータを確認して「個人データ」が含まれているかどうかを判断する義務がないことを了承します。ただし、IBM がお客様から提供されたデータに「個人データ」が含まれていることを認識した場合、お客様は、IBM に対し当該「個人データ」を削除するよう指示するものとします。本項において、「連絡先個人情報」とは、お客様から IBM に開示されるビジネス関連の連絡先情報をいい、お客様の従業員および従契約者の氏名、役職、勤務先住所、勤務先電話番号、および電子メール・アドレスが含まれます。

第 2 章 - 各国固有の条件

アメリカ

準拠法 – 「準拠法」の条件を以下に置き換えます。

アルゼンチン: 両当事者は、抵触法の原則にかかわらず、アルゼンチンの法律を適用することに同意するものとします。本契約に起因する権利および義務に関する訴訟手続きは、ブエノスアイレス自治市の Ordinary Commercial Court に提訴されるものとします。

カナダ: 両当事者は、オンタリオ州の法律を適用することに同意するものとします。

チリ: 両当事者は、抵触法の原則にかかわらず、チリの法律を適用することに同意するものとします。両当事者間で解決できない、本契約に関連する矛盾、解釈、または違反は、サンティアゴ市およびサンティアゴ地区の Ordinary Courts の管轄に付託します。

コロンビア: 両当事者は、抵触法の原則にかかわらず、コロンビア共和国の法律を適用することに同意するものとします。すべての権利、任務、および義務はコロンビア共和国の裁判官に委ねられます。

エクアドル: 両当事者は、抵触法の原則にかかわらず、エクアドル共和国の法律を適用することに同意するものとします。本契約に起因または関連する紛争は、キトの民事裁判官および口頭略式手続きに委ねられます。

ペルー: 両当事者は、抵触法の原則にかかわらず、ペルーの法律を適用することに同意するものとします。本契約の締結、解釈、または準拠に関して当事者間で不一致が生じ、直接解決できない場合、セルカド・デ・リマの裁判管轄区の Jurisdiction and Competence of the Judges and Tribunals に委ねられます。

アメリカ合衆国、アンギラ島、アンティグアバルブーダ、アルバ、バハマ、バルバドス、バーミューダ諸島、ボネール島、英領バージン諸島、ケイマン諸島、キュラソー島、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、モントセラト島、サバ島、シント・ユースタティウス島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントマーテン島、セントビンセント・グレナディーン諸島、スリナム、トルトーラ島、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島: 両当事者は米国ニューヨーク州の法律を適用することに同意するものとします。

ウルグアイ: 両当事者はウルグアイの法律を適用することに同意するものとします。本契約の締結、解釈、または準拠に関して当事者間で不一致が生じ、直接解決できない場合、Montevideo Courts (「Tribunales Ordinarios de Montevideo」) に委ねられます。

ベネズエラ: 両当事者は、抵触法の原則にかかわらず、ベネズエラの法律を適用することに同意するものとします。両当事者は、両当事者間に存在する本契約関連の紛争を Courts of the Metropolitan Area of the City of Caracas に委ねることに同意します。

「準拠法」の最後に以下を追加します。

ブラジル: 本契約に起因または関連するあらゆる紛争は、略式手続きも含め、ブラジル・サンパウロ州サンパウロ市の Forum of the City of São Paulo の専属管轄権に提訴し、従います。また、両当事者は、この特定の管轄によるその他の権利の放棄 (特権的なものを含む場合があります) に、取り消し不能の形で同意するものとします。

メキシコ: 両当事者は、本契約に起因する紛争を解決するためにメキシコ・シティの裁判所の専属管轄権に委ねることに同意します。「両当事者」は、それぞれの現在もしくは将来の居住地により、またはその他の理由により、両当事者に対応する別の管轄に対して権利を放棄します。

アジア太平洋

準拠法および地理的範囲 – 「お客様が機械を購入された国」を以下に置き換えます。

オーストラリア: 機械が購入された州または地域

カンボジア、ラオス: 米国ニューヨーク州

香港: 中華人民共和国香港特別行政区

韓国: 大韓民国 (大韓民国のソウル中央地方裁判所を管轄裁判所とする)

マカオ: 中華人民共和国マカオ特別行政区

台湾: 台湾

準拠法 – 以下を追加します。紛争の解決方法

カンボジア、ラオス、フィリピン、およびスリランカ: 紛争は、Singapore International Arbitration Center の仲裁規則 (SIAC 規則) に従ってシンガポールにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。

インド: 紛争は、インド・バンガロールで、その時点で有効な Arbitration and Conciliation Act, 1996 に従って、英語で、最終的に解決されるものとします。紛争の金額が 5,000 万インド・ルピー以下の場合は仲裁人が 1 名、紛争の金額が 5,000 万イン

ド・ルピーを超える場合には仲裁人が3名になります。仲裁人が変更になった場合、手続きは、欠員が生じた時点における段階から継続するものとします。

インドネシア: 紛争は、Board of the Indonesian National Board of Arbitration Board of the Indonesian (「Badan Arbitrase Nasional Indonesia」または「BANI」)の規則に従って、ジャカルタ(インドネシア)における仲裁により最終的に解決されるものとします。

マレーシア: 紛争は、Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitrationの仲裁規則(KLRCA規則)に従って、クアラルンプールにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。

中華人民共和国: いずれの当事者も、中国・北京の中国国際経済貿易仲裁委員会に対して、仲裁を求めて紛争を提出する権利を有します。

ベトナム: 紛争は、Arbitration Rules of the Vietnam International Arbitration Centre (VIAC規則)に従って、ベトナムにおける仲裁により最終的に解決されるものとします。

準拠法 – 以下を追加します。管轄

以下の国々では、すべての紛争は、管轄権を有する区域の以下の裁判所の専属管轄権に委ねられ、これに従うものとします。

香港、マカオ: 香港特別行政区(SAR)の裁判所

韓国: 韓国のソウル中央地方裁判所

台湾: 台湾の裁判所

機械の保証 – 本項の最後に以下を追加します。

オーストラリア: これらの保証は Competition and Consumer Act 2010 に基づく権利に追加するものであり、当該法で認められる範囲においてのみ制限されます。

ニュージーランド: これらの保証は、Consumer Guarantee Act 1993、および法律で制限できないその他の法律に基づく権利に追加するものです。

保証の開始日

日本: (a) の(i) IBM の運送業者による IBM の最終のお客様への配送から2暦日後、または(ii) 最後に出荷した IBM 施設からの標準輸送期間(<http://www.ibm.com/support/pages/node/1120299> に記載されます) から2暦日後。「(i) IBM の運送業者による IBM の最終のお客様への配送から2暦日後、または(ii) 最後に出荷した IBM 施設からの標準輸送期間(<http://www.ibm.com/support/pages/node/1120299>) から2暦日後のうち、いずれか早い日」を以下に置き換えます。最終的な IBM 施設からの標準輸送期間(<http://www.ibm.com/support/pages/node/1120299>)の期限

(b)(i) の「IBM による標準据付完了日の翌暦日」を以下に置き換えます。IBM による標準据付完了日の10暦日後

中華人民共和国、台湾、香港、マカオ: IBI についての(b)項において「ii」の「45日」を「75日」に置き換えます。

責任

オーストラリア: 最初の文の最後に以下を追加します。(例えば、制定法、その他の下で、請求の原因が契約、不法行為、過失に基づくかに関わらず)

以下を1段落目の後に新しい段落として追加します。IBM が Competition and Consumer Act 2010 の黙示の保証に違反した場合、IBM の賠償責任は、サービスに関する(a)では、サービスの再提供またはサービスの再提供にかかるコストの支払い、および製品に関する(b)では、商品の修理もしくは交換、または同等の商品の提供、商品の交換もしくは商品の修理のコストの支払いに限定されます。保証が、Competition and Consumer Act の Schedule 2 に基づく商品の販売権、平穩的占有権または明示的所有権に関連する場合は、これらの制限はいずれも適用されません。

フィリピン – 3番目の文で、「特別損害」の後、「付随的損害」の前に以下を追加します。(名目的損害を含みます。)、精神的損害、

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) 地域

保証サービス

保証の開始日

オーストリア、キプロス、チェコ共和国、ギリシャ、アイスランド、イスラエル、スロバキア – 「最終的な IBM 施設からの標準輸送期間(<http://www.ibm.com/support/pages/node/1-120299>)」を以下に置き換えます。機械の配送

IBI に関して追加します。(b) IBI の「保証開始日」:

ロシア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン – 「ii」の「45日」を、「75日」に置き換えます。

MEA: 「ii」の「45日」を、「60日」に置き換えます。

保証サービス

西ヨーロッパ – 以下を追加します。

最初の段落の後に以下を追加します。

西ヨーロッパ各国: 西ヨーロッパで購入された機械の保証は、IBM がその国でかかる機械を発表し、かつ販売していることを条件に、すべての西ヨーロッパ諸国で適用されます。この段落において、西ヨーロッパとは、EU 加盟国および、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、英国、およびバチカン市国をいいます。

機械が西ヨーロッパで購入された場合、保証サービスは、お客様が保証サービスの提供を望む国でかかる機械を IBM が発表し販売していることを条件に、保証サービスを提供することが認められた IBM ビジネス・パートナーにより、あるいは現地の IBM により、いずれの西ヨーロッパ諸国においても、かかる機械の保証サービスを受けることができます。

オーストリア、ドイツ – 以下を追加します。

保証期間中の故障した機械の IBM への輸送費用は、IBM が負担するものとします。

中東、アフリカ – 以下を追加します。

お客様が機械を中東またはアフリカ諸国で購入された場合、購入された国において IBM 法人が保証サービスを提供している場合は、当該 IBM 法人より、その機械に対する保証サービスを受けることができます。また、その国でその機械に対して保証サービスを提供するよう IBM が認定した IBM ビジネス・パートナーより保証サービスを受けることができます。保証サービスは、IBM サービスの所在地または IBM により認可されたサービス提供者の所在地から 50 キロメートルの範囲内で利用することができます。IBM サービスの所在地または IBM により認可されたサービス提供者の所在地から 50 キロメートルを超える場所では、機械の輸送費用をお客様が負担する責任を負います。

責任の制限

ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、マルタ島およびスペイン: 「を超える」の後に以下を挿入します。50 万ユーロ以上

アイルランドおよび英国: 2 番目の文について、用語「経済的な」を削除します。

ポルトガル: 「当該機械に対して支払われた金額」を以下に置き換えます。最大 50 万ユーロ

ロシア: 以下の新しい文を 2 番目の文の前に挿入します。IBM は過去の利益に対して賠償責任を負いません。

スペイン: 最初の文について、「現実が発生した直接の損害」を以下に置き換えます。「IBM の不履行の直接的な結果としてお客様が被った証明済みの損害」

スロバキア: 最初の文の後に以下の新しい文を挿入します。§ 379 of the Commercial Code, Act No. 513/1991 Coll (改訂版を含みます。)を参照し、本契約の締結に関連するすべての条件に関して、両当事者は、発生のある可能性のある予見可能な損害の合計は上記の金額を超えないものとし、当該金額が IBM が責任を負う上限になることを言明します。

英国およびアイルランド: 最初の文について、「現実が発生した直接の損害に対する、当該機械に対して支払われた金額を限度とする」を以下に置き換えます。「当該機械に対して支払われた金額の 125% を限度とする」

2 番目の文を以下に置き換えます。

ベルギー、オランダ、およびルクセンブルク: IBM は、間接損害もしくは二次的損害、逸失利益、ビジネス機会の損失、価値の損失、逸失収益、信用毀損、企業評価に対する毀損、節約すべかりし費用、お客様に対する第三者請求、およびデータの損失 (または損害) については賠償責任を負いません。

フランス: IBM は、企業評価に対する毀損、間接損害、または逸失利益、ビジネス機会の損失、価値の損失、逸失収益、信用毀損、節約すべかりし費用については賠償責任を負いません。

ドイツ: (iii) を以下に置き換えます。故意、もしくは重大な過失によって生じた損害

ポルトガル: IBM は、逸失利益を含め、間接損害について賠償責任を負いません。

スペイン: IBM は、企業評価に対する毀損、逸失利益、ビジネス機会の損失、価値の損失、逸失収益、信用毀損、節約すべかりし費用について賠償責任を負いません。

準拠法 –

「お客様が機械を購入された国」を以下に置き換えます。

ウクライナ、およびウズベキスタン: オーストリア

オフショア契約のみ: エストニア、ラトビア、およびリトアニア: フィンランド

アルジェリア、アンドラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボアール、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツ、およびウォリス・フテュナ: フランス

アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、リビア、マラウィ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、およびジンバブエ: イングランドおよびウェールズ

リヒテンシュタイン: スイス

南アフリカ、ナミビア、レソト、およびスワジランド: 南アフリカ共和国

英国: イングランドおよびウェールズ

フランス: 最初の文の最後に以下を追加します。両当事者は、French Civil Code 第 1222 条および第 1223 条が適用されないことに同意します。

準拠法 – 以下を追加します。管轄

オフショア契約のみ: アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、北マケドニア共和国、ジョージア、カザフスタン、コソボ、キルギスタン、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、およびウズベキスタン: 本契約に起因するすべての紛争は、英語を公用語として、当該 Arbitral Centre の Rules of Arbitration (Vienna 規則) に従い、Vienna 規則に従って指名された 3 人の仲裁人により、オーストリアのウィーンにおいて、International Arbitral Centre of the Austrian Federal Economic Chamber (仲裁機関) により最終的に解決されるものとします。各当事者は仲裁人を 1 名推薦し、推薦された仲裁人が共同で、独立した議長を 30 日以内に指名するか、そうでない場合は Vienna 規則に従って仲裁機関が議長を任命します。仲裁人には、差し止めによる救済または本契約で除外されている損害賠償額もしくは本契約の制限を超える損害賠償額を裁定する権限はありません。本契約は、いずれかの当事者が以下を求めて司法手続きに訴えることを妨げるものではありません。(1) 機密保持条項または知的財産権に関する重大な侵害または違反を防止するための暫定的救済、または (2) 当事者またはそのエンタープライズ企業が所有または主張する著作権、特許もしくは商標の有効性または所有権の判断、または (3) 50 万米ドルを下回る金額の債権回収。

オフショア契約のみ: エストニア、ラトビア、およびリトアニア: 本契約に起因するすべての紛争は、英語を公用語として、Arbitration Rules of the Finland Chamber of Commerce (規則) に従い、これらの規則に従って指名された 3 人の仲裁人により、フィンランドのヘルシンキにおいて、Arbitration Institute of the Finland Chamber of Commerce (FAI) (仲裁機関) により最終的に解決されるものとします。各当事者は仲裁人を 1 名推薦し、推薦された仲裁人が共同で、独立した議長を 30 日以内に指名するか、そうでない場合は規則に従って仲裁機関が議長を任命します。仲裁人には、差し止めによる救済または本契約で除外されている損害賠償額もしくは本契約の制限を超える損害賠償額を裁定する権限はありません。本契約は、いずれかの当事者が以下を求めて司法手続きに訴えることを妨げるものではありません。(1) 機密保持条項または知的財産権に関する重大な侵害または違反を防止するための暫定的救済、または (2) 当事者またはそのエンタープライズ企業が所有または主張する著作権、特許もしくは商標の有効性または所有権の判断、または (3) 50 万米ドルを下回る金額の債権回収。

オンショア契約のみ: ロシア: すべての紛争は、Arbitrazh Court of Moscow によって解決されるものとします。

アフガニスタン、アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、ブルンジ、カーボベルデ、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、イラク、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウィ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パレスチナ自治区、カタール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セシール、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、西サハラ、イエメン、ザンビア、およびジンバブエ: 本契約に起因するすべての紛争は、英語を公用語として、London Court of International Arbitration (LCIA) (仲裁機関) の LCIA Arbitration Rules (規則) に従い、これらの規則に従って指名された 3 人の仲裁人により、英国ロンドンにおいて、LCIA により最終的に解決されるものとします。各当事者は仲裁人を 1 名推薦し、推薦された仲裁人が共同で、独立した議長を 30 日以内に指名するか、そうでない場合は規則に従って仲裁機関が議長を任命します。仲裁人には、差し止めによる救済または本契約で除外されている損害賠償額もしくは本契約の制限を超える損害賠償額を裁定する権限はありません。本契約は、いずれかの当事者が以下を求めて司法手続きに訴えることを妨げるものではありません。(1) 機密保持条項または知的財産権に関する重大な侵害または違反を防止するための暫定的救済、または (2) 当事者またはそのエンタープライズ企業が所有または主張する著作権、特許もしくは商標の有効性または所有権の判断、または (3) 50 万米ドルを下回る金額の債権回収。

アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボアール、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、ニジェール、セネガル、トーゴ、およびチュニジア: 本契約に起因するすべての紛争は、フランス語を公用語として、パリにある ICC International Court of Arbitration (仲裁機関) の仲裁規則 (規則) に従い、それらの規則に従って指名された 3 人の仲裁人により、フランスのパリにおいて、仲裁機関により最終的に解決されるものとします。各当事者は仲裁人を 1 名推薦し、推薦された仲裁人が共同で、独立した議長を 30 日以内に指名するか、そうでない場合は規則に従って仲裁機関が議長を任命します。仲裁人には、差し止めによる救済または本契約で除外されている損害賠償額もしくは本契約の制限を超える損害賠償額を裁定する権限はありません。本契約は、いずれかの当事者が以下を求めて司法手続きに訴えることを妨げるものではありません。(1) 機密保持条項または知的財産権に関する重大な侵害または違反を防止するための暫定的救済、または (2) 当事者またはそのエンタープライズ企業が所有または主張する著作権、特許もしくは商標の有効性または所有権の判断、または (3) 25 万米ドルを下回る金額の債権回収。

南アフリカ、ナミビア、レソト、およびエスワティニ: 本契約に起因するすべての紛争は、英語を公用語として、Arbitration Foundation of Southern Africa (AFSA)(仲裁機関)の仲裁規則(規則)に従い、これらの規則に従って指名された3人の仲裁人により、南アフリカのヨハネスブルクにおいて、AFSAにより最終的に解決されるものとします。各当事者は仲裁人を1名推薦し、推薦された仲裁人が共同で、独立した議長を30日以内に指名するか、そうでない場合は規則に従って仲裁機関が議長を任命します。仲裁人には、差し止めによる救済または本契約で除外されている損害賠償額もしくは本契約の制限を超える損害賠償額を裁定する権限はありません。本契約は、いずれかの当事者が以下を求めて司法手続きに訴えることを妨げるものではありません。(1)機密保持条項または知的財産権に関する重大な侵害または違反を防止するための暫定的救済、または(2)当事者またはそのエンタープライズ企業が所有または主張する著作権、特許もしくは商標の有効性または所有権の判断、または(3)25万米ドルを下回る金額の債権回収。

アンドラ、オーストリア、ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スイス、およびトルコ: 以下の国々では、すべての紛争は、管轄権を有する区域の以下の裁判所の専属管轄権に委ねられ、これに従うものとします。

アンドラ: Commercial Court of Paris;

オーストリア: オーストリアのウィーン(インナーシティ)の裁判所

ベルギー: ブリュッセルの裁判所

キプロス: ニコシアの管轄裁判所

フランス: Commercial Court of Paris

ドイツ: シュトゥットガルトの裁判所

ギリシャ: アテネの管轄裁判所

イスラエル: テルアビブ・ヤッファの裁判所

イタリア: ミラノの裁判所

ルクセンブルグ: ルクセンブルグの裁判所

オランダ: アムステルダム裁判所

ポルトガル: リスボンの裁判所

スペイン: マドリードの裁判所

スイス: チューリッヒ州の商事裁判所

トルコ: Istanbul Central (Çağlayan) Courts and Execution Directorates of Istanbul, the Republic of Turkey.

準拠法 – 以下を追加します。紛争の解決方法

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、北マケドニア共和国、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン: すべての紛争は、ウィーンにある Federal Economic Chamber の Rules of Arbitration and Conciliation (Vienna 規則)に従って、最終的に解決されるものとします。

アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、仏領ギアナ、仏領ポリネシア、ガボン、ギニア、ギニアビサオ、コートジボワール、レバノン、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット島、モロッコ、ニューカレドニア、ニジェール、レユニオン島、セネガル、セイシェル、トーゴ、チュニジア、バヌアツ、およびウォリス・フテナ: すべての紛争は、パリにある ICC International Court of Arbitration の、紛争発生時に有効な仲裁規則に従って、ICC International Court of Arbitration により管理され、最終的に解決されるものとします。ただし、双方の合意により変更することができます。

アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リベリア共和国、リビア、マラウイ、マルタ、モザンビーク、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、シエラレオネ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ヨルダン川西岸/ガザ地区、イエメン、ザンビア、およびジンバブエ: すべての紛争は、紛争発生時に有効な LCIA (London Court of International Arbitration) 仲裁規則に従って、LCIA により管理され、仲裁により最終的に解決されるものとします。ただし、双方の合意により変更することができます。

エストニア、ラトビア、およびリトアニア: すべての紛争は、紛争発生時に有効なフィンランドの仲裁法に従って、フィンランドのヘルシンキで行なわれる仲裁で最終的に解決されるものとします。

ロシア: すべての紛争は、モスクワ仲裁裁判所によって解決されるものとします。

南アフリカ、ナミビア、レソト、およびエスワティニ: すべての紛争は、紛争発生時に有効な ICC 仲裁規則に従って、Arbitration Foundation of South Africa Rules (AFSA 規則)により管理され、仲裁により最終的に解決されるものとします。ただし、双方の合意により変更することができます。

第 3 章 - 保証情報

マシン・タイプ	機械を購入した国	保証期間	保証サービスの種類	サービス・レベル

保証サービスのスケジュールリングは、1) サービス要求を受け付けた日時、2) 対象の機械のテクノロジーと冗長性、および 3) 部品の在庫によって決定されます。国や地域に固有の情報については、IBM 担当員またはサービス提供者にお問い合わせください。

** 標準保証および追加の拡張保証サービスが含まれます。このオファリングの適切な財務上の処理については、お客様の顧問にご相談ください。

保証サービスの種類

タイプ 1 – カスタマー交換可能ユニット (CRU: Customer Replaceable Unit) サービス (部品のみを含む)

IBM はお客様がご自身で導入できるように交換用 CRU をお客様に出荷します。CRU についての情報および交換手順のご案内は機械と一緒に出荷されます。また、お客様はこれらをいつでも IBM に要求し、入手することができます。CRU は、Tier 1 (お客様導入が必須) または Tier 2 (お客様導入はオプション) に指定されます。IBM が Tier 1 と指定する CRU の導入はお客様ご自身の責任で行っていただきます。お客様の要請により IBM が Tier 1 CRU の導入を行った場合は、その料金を請求させていただきます。IBM が Tier 2 と指定する CRU はお客様ご自身で導入することができますが、対象の機械に関して指定された保証サービスの種類に基づき、追加料金なしで IBM に導入を要求することもできます。IBM は、取り外した (故障した) CRU を IBM に返却する必要があるかどうかを交換用 CRU に同梱される資料に指定するものとします。返却が必要な場合は、返却の指示および返送用梱包材が交換用 CRU と一緒に出荷されます。故障した CRU が、交換用 CRU の受領から 15 日以内に返却されない場合、IBM は交換用 CRU の代金をお客様に請求させていただく場合があります。

タイプ 5 – CRU とオンサイト・サービス

IBM の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または IBM もしくは IBM ビジネス・パートナーが故障している機械の修理をお客様の機械設置場所で行い、機械の動作を検証します。

タイプ 6 – CRU とクーリエ・サービス

IBM の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または IBM が手配した引き取りサービスのためにお客様が故障した機械を取り外します。IBM は輸送用コンテナをお客様に提供します。宅配便業者が機械を回収し、指定されたサービス・センターに配送します。修理または交換後、IBM は、機械を返送する手配をします。返送された機械の取り付けおよび動作の検証は、お客様の責任となります。

タイプ 7 – CRU と持ち込みまたは郵送サービス

IBM の判断により、お客様に CRU サービスを提供するか、または IBM が指定する方法で (別途 IBM が定める場合を除き、送料前払いで) お客様が適切に梱包した故障した機械を IBM が指定する場所に配送または郵送します。IBM は、機械を修理または交換した後、お客様が回収できるようにします。郵送サービスの場合、IBM は、別途 IBM が定める場合を除き、IBM の費用負担で機械をお客様に返送します。返送された機械の取り付けおよび動作の検証は、お客様の責任となります。

タイプ 8 – CRU と機械交換サービス

IBM の判断により、お客様に特定の CRU サービスを提供するか、または IBM がお客様先へ交換用機械を出荷します。お客様は交換用機械が入っていた輸送用コンテナに故障した機械を梱包し、故障した機械を IBM へ返送するものとします。交換用機械の送付および故障した機械の返却の送料は、IBM が負担します。お客様が、交換用機械の受領から 15 日以内に故障した機械を返却しない場合、IBM は交換用機械の代金を請求させていただく場合があります。返送された機械の取り付けおよび動作の検証は、お客様の責任となります。

保証サービスのサービス・レベル

以下に記載する保証サービスのサービス・レベルは、**目標応答時間**で設定されますが、保証されるものではありません。規定された保証サービスのレベルは、すべての地域で利用可能であるとは限りません。IBM の通常のサービス地域以外では追加料金がかかる場合があります。応答時間は、現地の標準営業日および勤務時間によって決まります。別段の定めがない限り、すべての応答は、お客様が IBM に問い合わせた時点から、IBM が遠隔で問題を解決したとき、または実施するサービスのスケジュールを設定したときまでを計測します。

1 – Next Business Day (NBD) は、商習慣上妥当な時間に 1 日 9 時間×週 5 日で提供されます。

3 – Same Day (SD) は、1 日 24 時間×週 7 日で提供されます。

問題の直接報告、遠隔問題判別および解決のために利用可能な遠隔支援技術、接続ツールまたは機器が導入もしくは使用されていない場合、結果的に応答時間が長くなる場合があります。

IBM 連絡先情報

カナダまたは米国では、1-800-IBM-SERV (または 1-800-426-7378) に電話してください。

カナダおよび米国以外の場合は、お客様の国の IBM にお問い合わせ頂くか、または以下の IBM インターネット Web サイトにある IBM Directory of Worldwide Contacts をご覧ください。<http://www.ibm.com/planetwide/>